

函館市監査公表第 15 号

函館市長から，行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 26 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

函 檜 地
令和 6 年(2024 年) 8 月 2 3 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	檜法華支所		
監査の種類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和 5 年 8 月 31 日～令和 6 年 3 月 25 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
ア 市町村合併前から加入している相互救済事業の保険について 本市では、施設の火災保険および公用車の自動車保険について、特に理由がある場合を除き、公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業である建物総合損害共済および自動車損害共済に加入する取扱いとしている。 こうしたなか、戸井支所，恵山支所，檜法華支所，病院局において、一般財団法人全国自治協会の相互救済事業である建物災害共済および自動車損害共済へ市町村合併前から継続して現在も加入していた。 該当部局においては、加入に当たり特に理由が無いのであれば、事務の統一化や効率化なども考慮し、全庁的に加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業への手続きについて検討されたい。 （戸井支所，恵山支所，檜法華支所，病院局）			
措置内容，対応・考え方			
これまで一般財団法人全国自治協会の相互救済事業である自動車損害共済に加入していた一部公用車につきましては、事務の統一化や効率化などを踏まえ、公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業である自動車損害共済に変更することといたします。			